

医療法人 清仁会 訪問看護ステーション「シミズ」 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人清仁会が開設する指定訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、ステーション看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適切な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条の1 ステーションの看護師等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称 医療法人清仁会訪問看護ステーション「シミズ」
所在地 京都市西京区大枝東新林町3丁目6

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師1名
管理者は、ステーション従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行なう。
- 2 看護師 常勤換算2.5名以上
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。
但し、日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日は除く。
- 2 営業時間 月曜日から土曜日は午前8時30分から午後4時45分まで

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

看護師による内容

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1 病状・状態の観察 | 7 ターミナルケア |
| 2 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持 | 8 痴呆症患者の看護 |
| 3 食事および排泄等日常生活の世話 | 9 療養生活や介護方法の指導 |
| 4 褥創の予防 | 10 医療機器その他カテーテル等の管理 |
| 5 リハビリテーション（看護師による） | 11 その他医師の指示による医療処置等 |
| 6 介護用品・福祉用具等導入時の助言・援助 | |

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施範囲は、原則として訪問看護ステーション「シミズ」は西京区とする。

(利用料)

第8条1 指定訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点からの距離を算定基準とする。事業所設置の交通手段（自動車、原付バイク）を使用した場合の交通費は、次の額とする。

訪問看護ステーション「シミズ」

3 Km未満	1 5 0 円	3 ～ 5 Km未満	3 0 0 円
5 ～ 9 Km未満	5 0 0 円	9 Km超	7 5 0 円

* 公共交通機関及びタクシー利用時は実費。また、通常のサービス実施地域外で高速道路を利用し訪問をした場合の交通費は、利用者と合意の上実費とする。

* 料金の支払い方法は1回ずつの支払い、又は1か月まとめた支払いとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に（記名押印）を受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条1 看護師等は訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う事とする。

2 看護師は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条1 ステーションは、看護師等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員でなくなった者に対しては、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人清仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条

- (1) 事業者のサービス提供にあたり、万一事故が発生した場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずると共に、ご家族への連絡を行なう。
- (2) 事業者が提供するサービスにおいて、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において利用者に対しその損害を賠償する。
- (3) 事故の内容に関わらず、京都市、その他関係機関へ報告を行なう。

(虐待防止に関する事項)

第12条

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とし必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努める。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- (5) 各項の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束)

第13条

- (1) 当事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(感染症対策・衛生管理等)

第14条

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位 について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を行う。
- (2) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 1 回以上実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(付則)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 12 年 6 月 1 日

改正 平成 13 年 1 月 1 日 (サテライト型訪問看護ステーション「シミズ八木の里」の追加)

改正 平成 14 年 6 月 1 日 (所長の変更及び 1 部改正) ~ 施行する。

改正 平成 16 年 4 月 1 日 (職員数の変更)

改正 平成 16 年 8 月 1 日 (サテライト型訪問看護ステーション「シミズ八木の里」の廃止及び職員数の変更)

改正 平成 17 年 3 月 9 日 (事業所移転に伴い、住所地の変更及び職員数の変更)

改正 平成 18 年 4 月 1 日 (職員数の変更)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 (職員数の変更)

改正 平成 21 年 4 月 1 日 (職員数の変更)

改定 平成 22 年 4 月 1 日 (職員数の変更)

改定 平成 25 年 4 月 1 日 (職員数の変更)

改定 平成 25 年 5 月 11 日 (職員数の変更)

改定 平成 25 年 7 月 1 日 (事業所移転に伴い、所在地の変更)

改定 平成 26 年 4 月 1 日 (営業日・営業時間の変更及び訪問看護の内容の変更)

改定 平成 26 年 4 月 11 日 (職員数の変更)

改定 平成 26 年 4 月 26 日 (職員数の変更)

改定 平成 26 年 6 月 1 日 (職員数の変更)

改定 平成 26 年 11 月 1 日 (職員数の変更)

改定 平成 27 年 11 月 1 日 (営業日の変更)

改定 平成 28 年 2 月 1 日 (職員数の変更)

改定 平成 28 年 4 月 1 日 (事業所移転に伴い、所在地の変更と

第 2 条 3 及び第 10 条 4 と 5 の追加、第 4 条 1・2 の変更)

改定 平成 28 年 4 月 1 日 (事業所移転に伴い、所在地の変更と職員数の変更)

改定 平成 29 年 4 月 1 日 (職員数の変更)

改定 平成 29 年 6 月 1 日 (職員数の変更)

改定 平成 29 年 11 月 1 日 (サービス提供方法・事故発生等における対応・苦情処理・個人情報の保護追加)

改定	平成 30 年 4 月 1 日（所長の変更及び職員数の変更）
改定	平成 30 年 10 月 1 日（職員数の変更）
改定	平成 30 年 11 月 1 日（職員数の変更）
改定	平成 31 年 4 月 1 日（職員数の変更）
改定	令和元年 6 月 24 日（職員数の変更）
改定	令和元年 8 月 19 日（職員数の変更）
改定	令和元年 9 月 1 日（職員数の変更）
改定	令和元年 10 月 1 日（職員数の変更）
改定	令和 2 年 1 月 14 日（職員数の変更）
改定	令和 2 年 1 月 14 日（職員数の変更）
改定	令和 2 年 6 月 1 日（指定自立支援医療機関指定申請）
改定	令和 5 年 4 月 1 日（営業日・営業時間変更）
改定	令和 6 年 6 月 1 日（虐待防止に関する事項・身体拘束・感染症対策・衛生管理等・業務継続計画の策定等追加）